

決算特別委員会会議録（第2号）

○会 議 月 日 令和7年9月10日（水曜日）

○会 議 場 所 蓬田村議会議場

○出 席 委 員（8名）

委 員 長	久 慈 省 悟 君	
副 委 員 長	川 崎 憲 二 君	
委 員	坂 本 豊 君	柿 崎 裕 二 君
	森 弘 美 君	吉 田 勉 君
	乳 井 徹 公 君	小 鹿 重 一 君

○欠 席 委 員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	小 松 生 佳 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	木 村 伸 一 君
総 務 課 長	稲 葉 正 明 君
税 務 課 長	吉 田 聡 君
住 民 課 班 長	福 井 飛雄馬 君
健 康 福 祉 課 長	高 谷 久美子 君
教 育 課 長	八木澤 琴 美 君
産 業 振 興 課 長	高 田 一 憲 君
建 設 課 長	高 田 徹 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 亮 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

中 川 孝 治 君

議 会 事 務 局 次 長

蒔 田 千 草 君

○会議に付した事件

1. 議案第37号 令和6年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
 2. 議案第38号 令和6年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
 3. 議案第39号 令和6年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
 4. 議案第40号 令和6年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
 5. 議案第41号 令和6年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
 6. 議案第42号 令和6年度蓬田村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定を求めるの件
-

○議事の経過概要

午前9時43分 開会

○久慈委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は8名で定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

それでは、議案第37号令和6年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、27ページまでの歳入全般について質疑を行います。質問ありませんか。8番小鹿委員。

○小鹿委員 9ページをお願いします。ここの税金のことですけれども、軽自動車税の一番上の欄です。収入未済額が44万2,500円であって、件数は56件だそうですけれども、この内訳というのは単純に自動車だけではないと思うのですけれども、農機具が多いか、自動車が多いのか、ちょっとお聞きします。

○久慈委員長 税務課長。

○吉田税務課長 お答えいたします。

農機具はもちろんのこと、バイク、それから軽自動車、自動車に関しては、譲渡した

時点で行き先が分からなくなったという、そういうものもございます。それに関してはなかなか取れないので、滞納になっております。

以上です。

○久慈委員長 8番小鹿委員。

○小鹿委員 農機具のことですけれども、通常、トラクターでもナンバーをつけるのが普通だと思うのだけれども、ナンバーをつけていない人もあります。そういう人には税金の納付書といいますか、行かないのですか。

○久慈委員長 税務課長。

○吉田税務課長 ナンバーがなくても、こちらで確認すればその都度、現地で確認して物があるということを確認できれば課税しております。

以上です。

○久慈委員長 8番小鹿委員。

○小鹿委員 次に、19ページをお願いします。ここの中段のところに、青森県核燃料物質等取扱税交付金2,300万円、これは県で配慮してよこしてくれたものだと理解していますけれども、この算定基準、分かったら教えていただきたいと思います。

○久慈委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 算定基準のほうはちょっと分かりません。配分でこの金額になっております。

○久慈委員長 8番小鹿委員。

○小鹿委員 もし調べることができたら、よろしくお願いします。

続けていいですか。違う質問ですけれども。

○久慈委員長 8番小鹿委員。

○小鹿委員 23ページをお願いします。ここのページの一番上の分収造林間伐材等売払収入3,600万円、そこそこ大きい金額ですけれども、これはまだこれからも引き続きある予定でしょうか、お伺いします。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 引き続き契約が残っている部分がありますので、売払いが完了した場合には収入として入ってくる予定となっております。

以上です。

○久慈委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですので、次に歳出に入ります。

議会総務費で28ページから45ページまでの質疑を行います。質問ございますか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、次に民生費、衛生費、労働費で45ページから61ページまでの質疑を行います。質問ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですので、次に農林水産業費、商工費で61ページから71ページまでの質疑を行います。1番坂本委員。

○坂本委員 70ページお願いします。マルシェの指定管理料665万円に関連してお聞きします。

マルシェの場所は、以前は、バイパスが開通する前は非常に交通量も多くて利用者も多かったわけですが、バイパスの開通後は車両等が減少してお客さんがなかなか通らないということもあるので、マルシェをバイパスの付近に移転できないのかどうかについて質問させていただきます。

以前、何年も前ですけれども、道の駅建設の構想があったわけですが、そのときは私もちょっと反対してしまった経緯があります。そのときは事情があったわけですが、この道の駅をバイパスに建設し、それにマルシェを移転するという構想はいかがなものか。村長にお伺いしたいと思います。

○久慈委員長 村長。

○久慈村長 これは以前、何年前でしょうかね、もう六、七年前だったと思うのですが、これをやったらどうかということでございました。非常に今の現在のよもつとですか、村の駅よもつととの兼ね合いとかいろんなことを考えながら私も答弁したことを記憶しているのですが、要は物が売ればいいというのではなくて、村が設置する道の駅云々であれば、やはりそれなりの役割が必要。と申しますのは、買物難民のための対策でありますとか、そういった地場産品の活用であるとか、そういったものが必要になるのではないかという気がして答えたように思っています。

今、再度必要、造ればいいのか、移設できないかと、マルシェもそこに移設

できないかということでございますけれども、1つは、やはり土地利用の関係をしっかりして、村の駅よもっと、それから今のコメリ、そういった商業地との兼ね合いをしっかりと設計していかないと、村が幾らやっても、競合する施設でいいのかどうかとか、あるいは商圈、商業の圏域をどういうふうにして捉えるのかということ、それらを考えながらやらないとうまくいかないのではないかと、私はそう思います。

この商店と申しますか、そういったものを造る場合に、やはり自分、その会社、村が経営するのかどうするかはまだ決めていませんけれども、決まったわけではありませんけれども、その場合のいわゆる利益を上げる方法というのは考えていかなきゃならないわけで、今のマルシェのような形態ではできないという、経営がうまくできないというふうに、私はこう思っています。

まず第一に、道の駅を国交省ですか、などから、あれは承認なのかな、その辺、ちょっとはつきり分かりませんが、道の駅というのはただ私どもが、蓬田村が道の駅を造るということでもないようでございますので、そういった指定といいますか、承認といいますか、そういったものもしっかりやらないと、ただ建てるだけということでは、私は同じような結果になってしまうんじゃないかというふうには考えます。

以上です。

○久慈委員長 1 番坂本委員。

○坂本委員 今の村長の答弁だと、基本的には同じような種類のお店があるから、競合するから影響があるのではないかという危惧をされていると思います。しかし、商店とか商売というのは、同じような似たようなお店がその地域に固まっているということで、1つの利用というか、需要が私はあると思います。例えば飲食店あたりでも、固まって数軒あればそこに人が集まると。1軒1軒離れているというよりも、そこに集合することによって需要が非常に高くなるということがあると思います。

以前、名古屋市あたりで、仏壇とか仏具を売っている商店街があるわけですが、同じような店が何十軒もあると、仏具を買うにはそこへ行けばいいというふうな感じになるそうです。かえって似たような店がたくさんあったほうが人が集まるという傾向があります。

ですから、競合するから今の玉松のところでいいというふうな発想ではなくて、こういうバイパスの地域に移転すれば、同じようなお店があればお客さんも店を選ぶことができるし、買物に行くのはあそこへ行けばいいなというふうになって、かえっていいの

ではないかというふうに私は考えるわけです。

道の駅を造るのにはどういうふうな認可が必要かということは私は調べておりませんが、そういう発想のほうが、私はかえって村長が危惧するよりもいいのではないかなというふうにいつも思っておりますので、今までのように玉松のあそこに1軒マルシェを置くという発想にこだわらないで、何かそういう進歩した考え、できないのか、再度お答えを願います。

○久慈委員長 村長。

○久慈村長 今、道の駅という考え方では、今はそれはご答弁できないというふうに思うのですが、そこに店を造るのにいろんな同じような種類の店があってもいいのではないかと、それは地域によって1つの人口集中地域あるいは商業地域、そういった商圈、商圈というのは商業の圏域が固まっている地域にとってはいいのかもしれませんが、人口のいわゆるそこを通過する人口だとかそういったものではなくて、その施設そのものがどういう役割を持ってそこに建てるのかということを明確にしていかないと、施設そのものの役割がはっきりしない。

いわゆる、私はあんまり、何ていうのですか、あんまり手を入れたくないというのは、民間のそういう商業あるいは資本の動きに対して公的な動きをするというのはあまり好ましいことではないと、私はこう思っています。

ただ、村がやらなければならない、先ほど言いましたように、弱者救済、いわゆる買物難民でありますとか、あるいは何ていうのですか、村の物を特別に売る、そういった特産品を売る、そういったものに対してその施設を造るのであればいいのですが、村そのものがいわゆる民間資本に対抗する形でものを造っていくというのは、私はあんまり好ましいことではないというふうに思っています。

これは以前から申し上げているところでありますけれども、坂本委員のおっしゃるように村がそれを何とかやれないかということであれば、相当なやはり企画力と、あるいは財源をもって望まない無理かと、私はこう思います。

以上です。

○久慈委員長 1 番坂本委員。

○坂本委員 私は、民間の商店とか企業を押しつけて村が公共の事業としてやれと言っているわけではなくて、マルシェに多額の税金が毎年、何百万、何千万円とつぎ込まれている、そういうのを維持してそのままやっていていいのかということから発言している

わけです。あそこで黒字になっていれば、こういう発想というのは別に出てくるわけではないわけですね。ですから、その商売をしながら赤字でもいいんだという発想で、このままでいいという考えでいるのかということなのです。

ですから、やはり商売をするわけですから、黒字になって初めて皆さんが喜ぶわけですから、黒字になるためにはどうすればいいかということになれば、やはり交通量の、人の流れの多いところへ移転するというのが普通、考えられないのかということで発言しているわけです。

以上です。

○久慈委員長 答弁を求めますか。（「大丈夫です」の声あり）分かりました。

ほか、質問。6番吉田委員。

○吉田委員 67ページ中段の新規就農者の育成総合対策事業費についてお尋ねします。ここ3年程度で新規就農者というのはどのくらい増えているのか、年次別にお答えできませんか。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 年次別ということでしたら、私のところでちょっとその詳細に対する資料がありません。今ここで言えるのは、ここ近年、二、三年ぐらい、今年度も1名、今のところ新規就農者が、事業を使って蓬田村で農業を営むということは実績としてございます。

以上です。

○久慈委員長 6番吉田委員。

○吉田委員 年次別に答えられないということなので、確実に増えているというふうに受け取って、質問を終わります。

○久慈委員長 ほかがございませんか。7番乳井委員。

○乳井委員 同じく67ページ、新規就農育成総合対策事業についてです。今吉田委員からもありましたが、毎年のように新規就農者が増えているということで大変いいことだと思っておりますが、この事業は5年間、たしか補助金をもらえるという事業だったと思っております。6年目以降、何も農業をやっていないとか離農とかあった場合に、その場合は何かペナルティーとかあるのか、ちょっとお伺いします。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 6年目以降ですけれども、追跡調査といいますか、補助金・交付金

を受けた後の農業経営に対しての報告書なりはあります。その結果、県も村もですけれども、農業者に対して指導的部分があるのであれば、継続して指導していているというような状況でございます。

以上です。

○久慈委員長 7番乳井委員。

○乳井委員 離農とかないと思うのですけれども、そういうことがないように引き続き指導を続けていただければと思います。

以上です。

○久慈委員長 ほかございますか。8番小鹿委員。

○小鹿委員 64ページをお願いします。18節の中段からちょっと上ですけども、多面的機能支払交付金、ありますけれども、これは各地区水土里の事業のことなのですけれども、用排水路の整備とか農道補修あるいは草刈り、それから長寿命化事業にあつては、取水口のブロック設置とか、あるいは掛樋の設置、ステンレスの水門の設置など、非常にありがたい、農家にとっては非常に喜んでいる事業であります。

しかしながら、この頃、この頃といいますか、年々若い人が入ってくるわけでないで、年齢がかさんでいます。そういうことから、草刈り時の事故、それからこの温暖化による熱中症があります。そういうことで、我が村のちょっと実態を知りたいなと思ひまして、5年ぐらいのスパンで男女のいわゆる年齢の推移、それから年齢制限を行っている地区があるとすれば、それも教えていただきたいというようなことで、今すぐは恐らくできないと思いますので、後日でよろしいので資料提供いただければありがたいと思いますが、いかがですか。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 後日改めて、ただいまいただいた項目について回答したいと思います。よろしくお願いします。

○久慈委員長 ほかございますか。8番小鹿委員。

○小鹿委員 66ページをお願いします。ここの18節のところの一番下の県営蓬田第一地区経営体育成基盤整備事業負担金とあるのですけれども、業者から聞いたところによると、図面の書き直しが何度となくありましたということで、なかなか工事ができないんだということを聞きました。そういうことからすれば、予定どおりに工事が進んでいるのか、いないのかということをお聞きしたいなと思ひまして質問しました。

○久慈委員長 建設課長。

○高田建設課長 発注側は当方でないので詳しいことは分からないのですが、毎週行っている会議の中では、問題があるとは聞いておりません。順調に進んで初年度分の工事は終わって、今、次年度分の入札が終わって契約が終わったと思います。何か問題あるという話は聞いておりません。

以上です。

○久慈委員長 8番小鹿委員。

○小鹿委員 問題がなければ、それでよろしいことですけれども、非常に今、新しい形の基盤整備をやっていると思うので、問題なく進めていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○久慈委員長 ほかがございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですので、次に、土木費、消防費で71ページから79ページまでの質疑を行います。質問ございますか。4番柿崎委員。

○柿崎委員 73ページをお願いします。73ページの14節、一番下のほうになります。庁舎建設道路3-3-10号、また同じく3-3-14号、この庁舎の周りの道路整備のことだと思うのですがどちらが、東側にもあるでしょうし、北側にも、どちらがどちらの場所なのか分かりにくいので、説明をお願いします。

○久慈委員長 建設課長。

○高田建設課長 村道3-3-10号が北側にあるほうです。3-3-14号が東側の路線です。

以上です。

○久慈委員長 4番柿崎委員。

○柿崎委員 今のお答え、ありがとうございます。この表記の仕方というのは、村の幹線とか様々なものに通し番号でつけられている番号で承知していますが、非常にこの話合いの中では場所の把握というのがすごく、手元に地図がないと分からない状況なので、この議会の中のこういう資料の中に番号だけの表記じゃなくて、例えば庁舎、今のお答えみたいな庁舎北側とか庁舎東側というような項目の表記はできないものなのでしょうか。

○久慈委員長 建設課長。

○高田建設課長 確かに工事名で場所が一発で分かれば非常に分かりやすいと思うのです

が、なかなかこの備考欄に収まる中で場所を説明するのはやはり難しいので、予算措置時点での説明で理解いただければと思います。

以上です。

○久慈委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかございますか。4番柿崎委員。

○柿崎委員 74ページをお願いします。74ページの17節備品購入費のところの除雪ドーザ購入費のことでご質問します。蓬田村では自前で除雪をやっておる次第でございますが、今回のこの除雪ドーザの購入費、こういった種類の除雪ローダーを購入したのか説明をお願いします。

○久慈委員長 暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

○久慈委員長 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

建設課長。

○高田建設課長 14トン級のホイールローダーです。新車時はバケット、ついていますが、除雪用のブラウをつけたセットで購入しております。

以上です。

○久慈委員長 ほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○久慈委員長 ないようですので、次に、教育費で79ページから92ページまでの質問を行います。質問ございますか。4番柿崎委員。

○柿崎委員 90ページをお願いします。90ページの14節工事請負費、文化伝承館敷地内道路整備工事費、その下に蓬田村文化伝承館敷地内道路整備追加工事費と2つ載っていますが、敷地内の道路整備は理解できるのですが、この敷地内の追加工事費というのはどういった内容の追加工事になったのでしょうか。

○久慈委員長 教育課長。

○八木澤教育課長 お答えします。

追加工事費につきましては、まずそのまま追加していない部分で言いますと、路面、路床ですね、そこをやっていたときに、歩車道の境界ブロックの破壊が見られたのです。

（「もう一度お願いします」の声あり）敷地内に設置されている歩車道、ブロックですね、そのブロックの破損が多く見られたため、そのブロックを設置したということの追加工事になります。

以上です。

○久慈委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○久慈委員長 ないようですので、次に93ページ、災害復旧費から予備費までの質疑を行います。質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○久慈委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第37号令和6年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を承認することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成6人）

○久慈委員長 賛成6、反対1。よって、議案第37号令和6年度蓬田村一般会計歳入歳出決算については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号令和6年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第38号令和6年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君は賛成のボタンを、

反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成 7 人）

○久慈委員長 賛成 7 人。よって、議案第38号令和 6 年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号令和 6 年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第39号令和 6 年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成 6 人）

○久慈委員長 賛成 6 名、反対 1 名。よって、議案第39号令和 6 年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号令和 6 年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第40号令和 6 年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成 6 人）

○久慈委員長 賛成6名、反対1名。よって、議案第40号令和6年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号令和6年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるのを議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第41号令和6年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるのを採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(賛成6人)

○久慈委員長 賛成6名、反対1名。よって、議案第41号令和6年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号令和6年度蓬田村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定を求めるのを議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。8番小鹿委員。

○小鹿委員 16ページをお願いします。この業務量の表の中の中段ですけれども、用途別とあって、団体・営農用、この2件なのですけれども、これはどこのことなのでしょう。もし教えていただけるならお答えをお願いしたいと思います。

○久慈委員長 建設課長。

○高田建設課長 個人情報なので、この場ではちょっと控えさせていただきます。

○久慈委員長 小鹿委員、よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

ほか質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第42号令和6年度蓬田村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(賛成7人)

○久慈委員長 賛成7名。よって、議案第42号令和6年度蓬田村簡易水道事業会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本決算特別委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については私にご一任願います。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時56分 閉会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年10月21日

決算特別委員長 久 慈 省 悟